

《ご案内》

厚生労働大臣の定める掲示事項は下記のとおりです。

【入院基本料に関する事項】

●精神科急性期治療病棟入院料：単病棟では1日に14以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。なお、時間帯の配置は次のとおりです。

- ・朝9時～夕方17時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は6人以内です。
- ・夕方17時～深夜1時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は30人以内です。
- ・深夜1時～朝9時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は30人以内です。

当病棟では、1日に6人以上の看護補助者が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・朝9時～夕方17時まで、看護補助者1人当たりの受け持ち数は15人以内です。
- ・夕方17時～深夜1時まで、看護補助者1人当たりの受け持ち数は60人以内です。
- ・深夜1時～朝9時まで、看護補助者1人当たりの受け持ち数は60人以内です。

●精神病棟入院基本料：当病棟では1日に14人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・朝9時～夕方17時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は7人以内です。
- ・夕方17時～深夜1時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は35人以内です。
- ・深夜1時～朝9時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は35人以内です。

当病棟では、1日に5人以上の看護補助者が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・朝9時～夕方17時まで、看護補助者1人当たりの受け持ち数は24人以内です。
- ・夕方17時～深夜1時まで、看護補助者1人当たりの受け持ち数は70人以内です。
- ・深夜1時～朝9時まで、看護補助者1人当たりの受け持ち数は70人以内です。

●精神療養病棟入院料：当病棟では、1日に12人以上の看護職員及び看護補助者が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・朝9時～夕方17時まで、看護職員及び看護補助者1人当たりの受け持ち数は8人以内です。
- ・夕方17時～深夜1時まで、看護職員及び看護補助者1人当たりの受け持ち数は30人以内です。
- ・深夜1時～朝9時まで、看護職員及び看護補助者1人当たりの受け持ち数は30人以内です。

●認知症治療病棟入院料：病棟では、1日に9人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。なお、時間帯の配置は次のとおりです。

- ・朝9時～夕方17時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は12人以内です。
- ・夕方17時～深夜1時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は30人以内です。
- ・深夜1時～朝9時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は30人以内です。

当病棟では、1日に8人以上の看護補助者が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・朝9時～夕方17時まで、看護補助者1人当たりの受け持ち数は10人以内です。
- ・夕方17時～深夜1時まで、看護補助者1人当たりの受け持ち数は60人以内です。
- ・深夜1時～朝9時まで、看護補助者1人当たりの受け持ち数は60人以内です。

厚生労働大臣の定める揭示事項は下記のとおりです。

【近畿厚生局への届出に関する事項】

●当院は次の施設基準に適合している旨の届出をしています。

- ＜基本診療料＞
- ・精神病棟入院基本料 15:1
 - ・看護補助加算 2
 - ・精神科身体合併症管理加算
 - ・患者サポート体制充実加算
 - ・精神科救急搬送患者地域連携受入加算
 - ・精神科急性期医師配置加算（16:1）
 - ・精神療養病棟入院料（重症者加算 1・退院調整加算）
 - ・認知症治療病棟入院料 1（認知症夜間対応加算・退院調整加算）
 - ・医療 DX 推進体制整備加算
 - ・看護配置加算
 - ・精神科応急入院施設管理加算
 - ・感染対策向上加算 3
 - ・精神科急性期治療病棟入院料 1
 - ・早期診療体制充実加算

- ＜特掲診療料＞
- ・薬剤管理指導料
 - ・精神科作業療法
 - ・精神科ショート・ケア〔大規模なもの〕
 - ・精神科デイ・ケア〔大規模なもの〕
 - ・医療保護入院等診療料
 - ・抗精神病特定薬剤治療指導官理料
 - ・児童思春期精神科専門管理加算
 - ・認知症患者リハビリテーション料
 - ・外来・在宅ベースアップ評価料
 - ・入院ベースアップ評価料
 - ・遠隔モニタリング加算（在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料）
 - ・療養生活継続支援加算
 - ・CT 撮影及び MRI 撮影
 - ・後発医薬品使用体制加算 1

- ・入院時食事療養／生活療養（Ⅰ）
- ・酸素購入単価

●当院では入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士において管理された食事を適時（朝食：午前 8 時、昼食：午後 0 時、夕食：午後 6 時以降）、適温で提供しています。